

神奈川県市町村振興資金貸付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県市町村振興資金貸付要綱(以下「要綱」という。)の規定の運用について定めるものとする。

(出来高払い)

第2条 要綱第8条第1項に規定する地方債における起債計画書に記載されている事業で、当該年度内に完了する見込みがないものについては、当該年度の出来高の範囲内で貸し付けることができるものとする。

(関係機関への通知)

第3条 知事は要綱第10条第1項の規定により、貸付額を決定したときは、貸付対象市町村を所管する各地域県政総合センター所長に貸付額の決定状況を通知するものとする。

(起債計画書等に添付する書類)

第4条 要綱第8条の起債計画書又は神奈川県市町村振興資金貸付事業実施計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図及び平面図 (要綱第2条第1項第4号アに掲げる事業の資金の貸付けを受けようとする場合を除く。)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(事業の優先順位)

第5条 要綱第8条第3項の規定による貸付予定額の決定又は要綱第10条第1項の規定による貸付額の決定の優先順位は、次の順序による。

- (1) 権限移譲型広域連携事業及び市町村提案型全県モデル事業
 - (2) 固有型広域連携事業
 - (3) 土地開発公社経営健全化計画等に基づく土地取得等事業(供用済土地の取得等のうち要綱第3条第1項第2号で算出された額は除く。)及び公共施設等整備事業等(公営企業が行う事業を除く。)のうち要綱第3条第1項第1号で算出された額
 - (4) 公共施設等整備事業等のうち要綱第3条第1項第2号で算出された額(公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)から民間等資金へ資金変更されたものに限る。)
 - (5) 土地開発公社経営健全化計画等に基づく土地取得等事業(供用済土地の取得等のうち要綱第3条第1項第2号で算出された額)及び公共施設等整備事業等(公営企業が行う事業を除く。)のうち要綱第3条第1項第2号で算出された額
 - (6) 借換事業(公営企業が行う事業に係る借換を除く。)
 - (7) 公共施設等整備事業等(公営企業が行う事業に限る。)のうち要綱第3条第1項第2号で算出された額
 - (8) 借換事業(公営企業が行う事業に係る借換に限る。)
- 2 貸付要望額が予算の範囲を超過した場合の同一順位における予算配分は、国が算定した貸付年度の臨時財政対策債発行可能額(千万円未満切捨て)に

対して、臨時財政対策債を全額発行予定とする市町村及び臨時財政対策債発行可能額が国から算定されていない市町村を優先する。

(貸付日)

第6条 資金の貸付日は、別に知事が定める日とする。

(その他)

第7条 前条までに規定するもののほか、特別の必要がある場合は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。